



平成25年 9 月20日

各 位

会 社 名 株式会社ソフト99コーポレーション
代表者名 代表取締役社長 田中 秀明
(コード：4464 東証第二部)
問合せ先 常務取締役経理部長 西川 保
(TEL. 06-6942-8761)

子会社による下水道使用量の過少申告に関するお知らせ（第2報）

当社は、平成25年6月14日付け「子会社による下水道使用量の過少申告に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、当社子会社のアスモ株式会社（以下、「同社」といいます。）が運営していました温浴施設における、過去の下水道使用量の過少申告（以下、「本件」といいます。）の事実関係の調査をすすめてまいりました。

あわせて、客観性を担保するため、法律事務所による調査もすすめてまいりましたが、平成25年9月19日、法律事務所より事実関係の調査報告書を受領いたしました。それらの調査結果と今後の対応等について、下記のとおりご報告させていただきます。

この度は多くの関係者の皆様にご迷惑をおかけしましたことを改めて深くお詫び申し上げます。

記

1. 本件の概要

同社が運営していました温浴施設3店舗（極楽湯東大阪店・極楽湯尼崎店・極楽湯吹田店）の施設内におきまして、メーターが取り付けられている配管ではなく、メンテナンス用の迂回配管（バイパス）を不正に使用して地下水（温泉水又は井戸水）を取水することで、下水道使用量を実際の使用量より過少に申告していたものです。

本件は、平成18年11月頃に同社により自発的に中止されましたが、当時は同社より当社への報告がなされなかったことから公表されず、平成25年6月、同社従業員の内部通報により判明しました。

当社は本件発覚後、当時の役員及び店舗関係者に対するヒアリング及び当時の資料の精査等による社内調査を行ってまいりました。そしてこの度の法律事務所からの調査報告書と社内調査の結果を総合的に勘案した結果、社内調査の結果については、法律事務所の調査結果とほぼ相違ない内容であると認識しております。

なお、その内容については、「2. 調査結果の要旨」に記載のとおりです。

2. 調査結果の要旨

（1）迂回配管の不正使用による下水道使用量の過少申告が行われていた期間

極楽湯東大阪店 平成13年4月分より平成18年11月頃まで

極楽湯尼崎店 平成15年9月分または平成15年11月分より平成18年11月頃まで

極楽湯吹田店 平成18年3月分より平成18年11月頃まで

※1 「極楽湯東大阪店」及び「極楽湯尼崎店」は、平成23年7月まで同社にて運営していましたが、平成23年8月1日付で同社より当社へ事業譲渡しております。

※2 「極楽湯吹田店」は、平成21年6月15日まで同社にて運営していましたが、平成21年6月16日付で同社より株式会社極楽湯へ営業譲渡しております。

(2) 本件の経緯

上記3店舗いずれも、迂回配管は建物の新築時に設備業者によって設置されたものです。

同社は、平成13年に温浴事業を開始しましたが、一号店である東大阪店オープン時に於いて、温浴施設の設備ノウハウに乏しく、下水道料金システムについての理解も不十分でありました。また、東大阪店オープン当初、店長が設備設置業者より迂回配管の使用についての説明を受けていましたが、当時は不正であるとの具体的な認識はないまま漫然と使用を開始し、運用をすすめる中で次第に従業員の間にも広まっていきました。その後、当時の店長は温浴事業部の責任者となり、迂回配管の不正使用の認識も薄れていきました。

そのような中、平成15年7月に尼崎店がオープンしましたが、オープン当初は多忙を極めたこともあり迂回配管の不正使用は行われなかったものの、営業が落ちついた数カ月後より不正使用が開始されたものと考えられます。具体的な経緯については当時の関係者で証言が異なるものの、迂回配管使用の開始を主導したのは、東大阪店での迂回配管の使用を認識していた、当時の温浴事業部責任者及び東大阪店関係者の指示によるもの、もしくは当時頻繁に出入りしていた設備設置業者による指導で従業員の間にも広まった可能性が高いと考えられます。そして、尼崎店において迂回配管の運用を行う中で、従業員の間にも不正の認識が徐々に芽生えていったものと考えられます。

その後、平成17年12月に吹田店がオープンしましたが、当初は迂回配管の不正使用を行っていなかったものの、その後、営業を続ける中で、下水道料金が他店舗に比べ高額であり、店舗の損益に大きな影響を与えていたことから、迂回配管の不正使用が開始され、他の2店と同様、従業員の間にも伝達されていったものと考えられます。

これら一連の不正使用に関して、指示や報告を内容とする文書は存在しないことから、東大阪店での使用開始後、他の2店舗についても、従業員間において口頭により伝達されたものと考えられます。

(3) 本件バイパス不正使用が中止された経緯

本件バイパス不正使用が中止された理由としては、親会社である㈱ソフト99コーポレーションから、法令遵守の徹底が指示されたことをきっかけとして、同社内で法令遵守の意識が高まったことが考えられます。平成18年11月、当社から関係各社に対し法令遵守の徹底が指示される中、同社においても当時の温浴事業部責任者より法令遵守及びバルブ使用の中止の指示がなされたことで、バイパスのバルブを番線で縛るという方法で、迂回配管の使用が中止されました。ただし、その際同社内にて、本件バイパス不正使用の存在及び中止の事実について情報の共有がなされませんでした。

(4) その他

本件発覚後、同社は、平成23年7月まで同社にて運営していた極楽湯枚方店（大阪府枚方市）について、迂回配管の不正使用による下水道使用量の過少申告の有無について調査を行いました。

枚方店については、当初はメンテナンス用の迂回配管は存在しないという認識でしたが、後日おこなった調査の際、（平成25年7月2日枚方市当局立ち会いのもと）迂回配管の存在が確認されました。

しかしながら、オープン当初から迂回配管は存在しないと認識していた、という枚方店関係者の複数の証言により、迂回配管の不正使用による下水道使用量の過少申告はなかったものと考えております。

また、東大阪店においては、開業時より平成20年10月頃まで、下水道メーターに基づく申告ではなく、地下水汲上機器の汲上能力、来客数及び営業時間等から地下水使用量を試算して地下水使用量の申告をしていた事実が判明しております。

(5) まとめ

上記(2)に記載のとおり、当社は、本件は同社内において、当初は不正であるという認識はなかったものの、ある時期から不正であるとの認識のもと行われたものであり、また、不正発覚を恐れ公にされなかった事実は認められるものの、会社が一体となって組織的に行った行為ではないと判断しております。

一方で、いずれの店舗においても、同社温浴事業部の明示的な指揮監督までは認定できないものの、少なくとも同社温浴事業部内の店長レベル以上の関係者は、本件を認識し、より早期に中止することができたものと考えております。

また、当時、本件が同社取締役会及び当社へ報告がなされなかった理由について、当時の温浴事業部責任者は、本件が問題となり、会社や部下に迷惑がかかるのを恐れたことを挙げております。また、各店舗を指揮・統括する立場にある各店長においても、法令遵守意識は現在よりも希薄であったことから、当時の従業員レベルの法令遵守の発言としては、自発的に不正をやめることが精一杯であったものと考えられ、本件を公にすることが会社や他の従業員の迷惑となるといった逆の思考となってしまうことにも相応の理由があったと考えられます。

加えて、同社の組織が各々関連性の低い個別事業の集合体であり、各事業出身者によって経営陣が構成されており、他の事業を包括的に把握することは困難であったため、内容や経過を観察せず、また適切な方策を会社として考察することなしに、損益にあらわれた数値を基準とする数額至上主義に陥っていた点が本件の根本的な原因であったと考えております。

3. 調査報告を受けた今後の対応について

当社といたしましては、調査結果を厳粛に受け止めるとともに、引き続き子会社の管理監督の徹底に取り組んでまいります。また、同社においては再発防止策を下記の通り策定し、引き続き信頼回復に努めてまいります所存です。

- (1) 経営陣及び従業員に対する法令順守意識の更なる徹底
- (2) 事業を営むにあたっての準拠すべき関連法令を再度洗い出して整理するとともに、法令遵守状況を定期的にチェックできる体制の整備
- (3) 正しい情報の共有化や十分な意志疎通を図るため、全ての事業を包括的に把握できる組織の設置

現在、過去の下水道使用量の過少申告分について、行政当局の指導の下、詳細な調査を行っております。そのため、経営責任を含む関係者の処分については、行政当局からの正式な通知の後、決定いたします。

4. 業績への影響

過去の下水道使用量の過少申告分については、現在においても、行政当局の指導の下、詳細な調査を行っており、その金額については本日現在において未確定であります。

当期業績(平成26年3月期)に与える影響につきましては、詳細が確定次第速やかに公表させていただきます。

以上